

青少年の健全な育成に関する条例に基づく営業停止命令等の基準

第1 目的

この基準は、青少年の健全な育成に関する条例（以下「条例」という。）第12条第11号に規定する有害役務提供営業に対し、条例第24条の12の規定による処分を行う場合における量定その他必要な事項を定める。

第2 用語の意義

この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「営業停止命令」とは、条例第24条の12第1項の規定による、有害役務提供営業の停止を命ずることをいう。
- (2) 「処分事由」とは、有害役務提供営業を営む者に対する営業停止命令を行うべき事由をいう。

第3 量定

営業停止命令の量定（以下「量定」という。）の区分及び各処分事由に係る量定は別表により定める。

第4 営業停止命令の併合

処分事由に当たる違法な行為が2以上行われた場合は、一つの営業停止命令を行うものとし、量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものを長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長いものを短期とする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び条例に定める期間を超えることができない。

第5 観念的競合

2以上の処分事由に該当する一つの違法な行為について営業停止命令を行う場合の量定は、各処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれの長期及び短期とする。

第6 常習違反加重

最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、当該営業停止命令の処分事由について第3から第5までに定める量定の長期及び短期の2倍の期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、条例に定める期間を超えることができない。

第7 営業停止命令に係る期間の決定

- (1) 営業の停止を命ずる期間は、別表の基準期間によることとする。ただし、次の場合には、それぞれの基準期間を変更するものとする。
 - ア 第4に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とする。
 - イ 第5に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とする。
 - ウ 第6に規定する場合は、当該処分事由について定められた基準期間（ア及びイにより定められる基準期間を含む。）の2倍の期間を基準期間とする。
- (2) 営業停止命令を行う場合において次に掲げる処分を加重し又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、第3から第6までに定める量定の範囲内において

加重し又は軽減するものとする。

ア 処分を加重すべき事由

- (ア) 最近3年間に同一の処分事由により営業停止命令を受けていること
- (イ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること
- (ウ) 従業者の大多数が処分事由に当たる違法な行為に加担していること
- (エ) 改悛の情が見られないこと
- (オ) 府民からの苦情が多数あること
- (カ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと
- (キ) 処分事由に当たる違法な行為が16歳未満の者の福祉を害するものあるでこと
- (ク) 処分を加重すべきとの京都府青少年健全育成審議会の意見があること

イ 処分を軽減すべき事由

- (ア) 他人に強いられて処分事由に当たる違法な行為を行ったこと
- (イ) 営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に当たる違法な行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること
- (ウ) 最近3年間に処分事由に当たる違法な行為を行ったことがなく、改悛の情が著しいこと
- (エ) 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること
- (オ) 処分を軽減すべきとの京都府青少年健全育成審議会の意見があること